



## 参考資料

福生市の就学相談

就学支援シート

福生市特別支援エリアネットワーク

小・中学校等における特別支援教育

子どもたちの育ちを支えるために

各教科等における障害に応じた配慮事項について

「福生市特別支援教育プログラム」の活用例（校内研修）

参考文献

保護者との合意形成の下、幼児・児童・生徒の能力を最大限に伸ばせる就学先を決めることができるよう、相談、医師の診断結果等に基づく専門的な見解、保護者への説明・理解、継続相談という就学相談システムを構築し、「ニーズと支援の一体化」を図っていくことが重要である。

## 適切な就学に係る基本理念

### すべては ふっさっ子の 未来のために

福生市教育委員会は、特別な教育的ニーズのある児童・生徒に適切な教育を行うため、次の基本方針に基づき就学相談を進めるとともに、東京都教育委員会をはじめ関係諸機関と密接な連携を図り、適切な就学を推進する。

## 基本方針

- 1 特別な教育的ニーズのある児童・生徒一人一人に応じた適切な教育を保障することを基本理念とする。
  - (1) 児童・生徒のライフステージを見通し、発達の状態や特性、障害の種類及び程度、本人・保護者の教育的ニーズと必要な教育内容・方法等を総合的に判断して適切な就学先を提案する。
  - (2) 保護者に対して就学に関する的確な情報を伝え、より深い理解と納得が得られる相談を行う。
- 2 児童・生徒にとって最もふさわしい教育を行うという視点に立ち、福生市教育委員会の判断と責任において適切な就学相談を行う。
  - (1) 関係諸機関との連携を密にし、教育、医療、心理等の専門家の意見を聴取した上で、総合的かつ慎重な判断を行う。
  - (2) 就学後も、発達の特性及び障害の状態、児童・生徒一人一人の教育的ニーズ等の変化に応じた適切な指導や必要な支援の方法等を定期的に見直す等、継続的な教育相談体制の環境整備に努める。

## 福生市教育支援委員会の役割

教育上、特別の支援を必要とする児童・生徒に対し、適切な教育支援を行う

- ・教育上特別な支援を必要とする児童・生徒の入学及び転学に伴う適切な就学に関すること
- ・教育上特別な支援を必要とする児童・生徒の就学後における継続支援に関すること
- ・特別支援学級、通級指導学級の入級・継続・退級に関すること、特別支援教室の入室・継続・退室に関すること
- ・その他必要と認める事項

## 福生市教育支援委員会の組織

小・中学校長

特別支援学級、特別支援教室、言語障害通級指導学級担任

東京都立特別支援学校教諭

- ・ 東京都立羽村特別支援学校
- ・ 東京都立あきる野学園

専門医師

外部有識者

福生市教育相談室相談員

指導主事

教育委員会事務局職員



## 楽しい学校生活のために

子どもには、様々な個性があり、豊かな可能性があります。小学校への入学を迎え、家庭や幼稚園、保育園、関係機関（医療機関・療育機関等）で今まで大切にしてきたことや、小学校に引き継ぎたいことがあれば、教えてください。

一人一人のお子さんが、楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、お子さんに必要と思われる支援や配慮について、一緒に考えていきましょう。

### 【保護者記入欄】

お子さんの名前	ふりがな			男 ・ 女
生年月日	令和	年	月	日生
住所	〒		電話	
保護者の名前	ふりがな			
就学予定学校名				

### 【園及び関係機関記入欄】

幼稚園・保育園等名		記入者	
関係機関名 (医療・療育等)		記入者	

## 就学支援シート 活用の流れ

1

本シートの活用を希望する保護者の方は、幼稚園又は保育園等と相談して、家庭や園等で今まで大切にしてきたことや、小学校に引き継ぎたいことを記入します。

「1 成長・発達の様子」、「3 気になること、支援や配慮を希望すること」は、該当する箇所のみ御記入ください。

2

保護者又は園が、2月20日頃までに、福生市教育委員会教育支援課（教育相談室）に提出します。

【提出先】 〒197-0005 福生市北田園 2-5-7 子ども応援館  
福生市教育委員会教育支援課 教育相談室 宛て

3

福生市教育委員会教育支援課（教育相談室）が、本シートを就学予定小学校に引き継ぎます。（2月末～3月上旬頃）

4

就学予定小学校は、本シートの内容を基に、支援体制について検討するとともに、入学後、「学校生活支援シート」を作成する際にも活用していきます。

小学校においては、指導要録とともに1年間保存し、当該児童が第2学年に進級した4月に責任をもって処分します。

【問合せ先】 ◆ 福生市教育相談室

042-551-7700

## 就学支援シート

### 1 成長・発達の様子

		保 護 者		幼稚園・保育園等	
		観点（該当項目にチェック）	具体的記述	観点（該当項目にチェック）	具体的記述
学 校 生 活 の 基 礎	指 示 理 解	<input type="checkbox"/> ほとんど分からない <input type="checkbox"/> 支援があれば理解できる <input type="checkbox"/> 理解できる		<input type="checkbox"/> ほとんど分からない <input type="checkbox"/> 支援があれば理解できる <input type="checkbox"/> 理解できる	
	意 思 伝 達	<input type="checkbox"/> 自分から伝えられない <input type="checkbox"/> 支援があれば伝えられる <input type="checkbox"/> 自分の意見を伝えられる		<input type="checkbox"/> 自分から伝えられない <input type="checkbox"/> 支援があれば伝えられる <input type="checkbox"/> 自分の意見を伝えられる	
	活 動 参 加	<input type="checkbox"/> 参加できないことが多い <input type="checkbox"/> 支援があれば参加できる <input type="checkbox"/> 参加できる		<input type="checkbox"/> 参加できないことが多い <input type="checkbox"/> 支援があれば参加できる <input type="checkbox"/> 参加できる	
	そ の 他	(好きな活動・苦手の活動等)			
遊 び や 他 者 と の 関 わ り	対 人 関 係	<input type="checkbox"/> ほとんど成立しない <input type="checkbox"/> 特定の子なら成立する <input type="checkbox"/> 誰とでも成立する		<input type="checkbox"/> ほとんど成立しない <input type="checkbox"/> 特定の子なら成立する <input type="checkbox"/> 誰とでも成立する	
	集 団 活 動	<input type="checkbox"/> ルールを守れない <input type="checkbox"/> 注意されれば守れる <input type="checkbox"/> ルールを守って遊べる		<input type="checkbox"/> ルールを守れない <input type="checkbox"/> 注意されれば守れる <input type="checkbox"/> ルールを守って遊べる	
	自 由 遊 び	<input type="checkbox"/> 一人遊びが多い <input type="checkbox"/> 集団遊びが多い		<input type="checkbox"/> 一人遊びが多い <input type="checkbox"/> 集団遊びが多い	
	そ の 他	(好きな遊び・苦手の場面等)			

### 2 関係諸機関（相談機関・医療機関・療育機関等）から

関係機関からの資料	なし ・ あり（	）

### 3 気になること・支援や配慮を希望すること（知っておいてほしいこと）

気になること、配慮してほしい項目にチェックをつけて、右側に詳しく記入してください。

項目以外のことでは知らせたいことは、その他の欄に具体的に記入してください。

	保 護 者		幼稚園・保育園等から
	該当項目にチェック	具体的記述	
健康面	<input type="checkbox"/> 疾患（ぜんそくなど） <input type="checkbox"/> 服薬 <input type="checkbox"/> 体調 <input type="checkbox"/> 生活リズム（睡眠） <input type="checkbox"/> その他		
身体面	<input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 補助具等の使用 <input type="checkbox"/> 体全体を使った運動 <input type="checkbox"/> 手先を使った作業 <input type="checkbox"/> その他		
食事面	<input type="checkbox"/> アレルギー <input type="checkbox"/> 偏食 <input type="checkbox"/> その他		
行動面	<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> 片付け <input type="checkbox"/> 不安や緊張 <input type="checkbox"/> パニック <input type="checkbox"/> こだわり <input type="checkbox"/> 落ち着き <input type="checkbox"/> 乱暴・きつい言葉 <input type="checkbox"/> ことば（発音・言語等） <input type="checkbox"/> その他		
その他			

### 4 関わる上で、工夫や配慮してきたこと（大切にしてきた内容や方法）

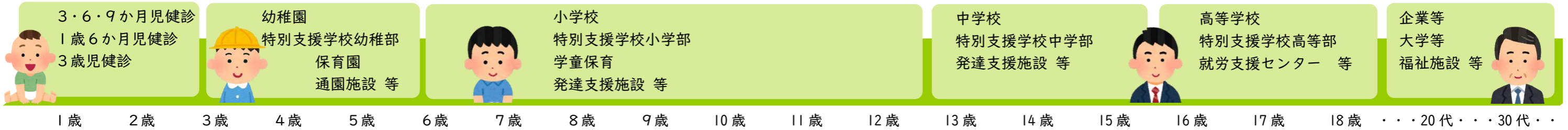
保 護 者 から	幼稚園・保育園等から

### 5 小学校入学に向けての期待や成長への願い（保護者の方が御記入ください）

--

# 福生市特別支援エリアネットワーク

福生市に在住する特別な支援が必要な幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するためには、子どもの誕生から、就学、就労、自立というライフステージを見通し、教育、保健、福祉、医療等が連携する「福生市特別支援エリアネットワーク」の構築が不可欠である。その全体像を次に示す。



## 早期発見

## 早期発達支援

## 特別支援教育

## 放課後支援

## 就労選択支援

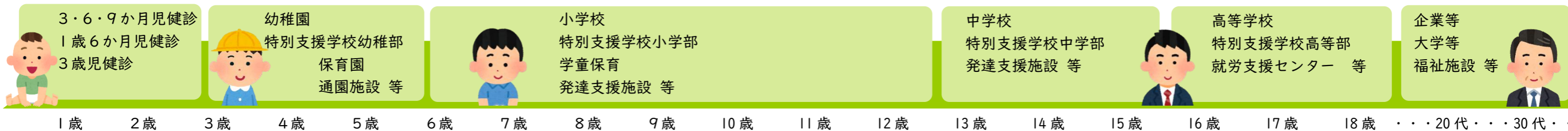
## 就労支援

## 地域福祉支援



小・中学校等における特別支援教育

福生市に在住する特別な支援が必要な児童・生徒が小・中学校に就学する際に、一人一人の能力を最大限に伸長するための学びの場を次に示す。



早期発見

早期発達支援

特別支援教育

放課後支援

就労選択支援

就労支援

地域福祉支援

	通級による指導		特別支援学級		特別支援学校	
	本市では 小	本市では 中	本市では 小	本市では 中	本市では 小	本市では 中
視覚障害者	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの		【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの		両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	
聴覚障害者	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの		【難聴者】補聴器の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの		両耳の聴力レベルがおおむね六〇デジベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	
知的障害者			知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも		1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	
肢体不自由	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも		補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも		1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	
病弱者	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも		1 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも		1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの			
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも		1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも		かめのこ (六小) 9組 (一中)	
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも					
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも					
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも					

※自閉症・情緒障害特別支援学級を五小に設置予定 (令和9年4月)

設置等に係る  
法的根拠

学校教育法施行規則第140条 [障害に応じた特別の指導-通級指導]

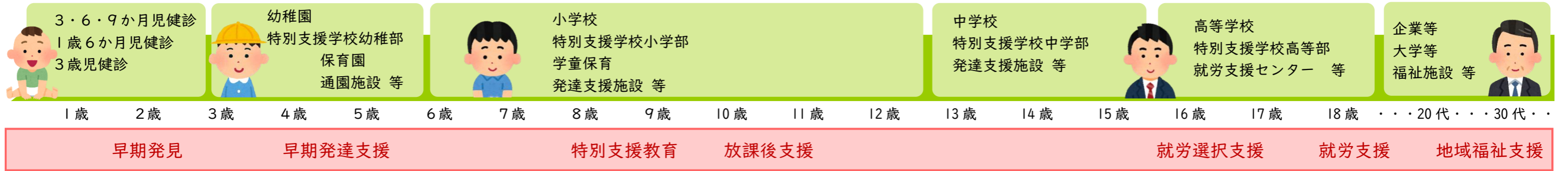
学校教育法第81条 [特別支援学級]

学校教育法第80条 [特別支援学校の設置義務]

教育基本法第4条 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

※ 指導の対象となる障害種と程度は、学校教育法施行令第22条の3、平成25年10月4日付25文科初第756号及び平成18年3月31日付17文科初第1178号通知による。

子どもたちの育ちを支えるために



こども家庭センター（福生市子ども家庭部こども家庭センター課）

福生市福生 2125 番地 3（保健センター 2 階）

子どもとその家族や妊産婦を対象に、より専門的な福祉相談を行います。

- 子育て総合相談、子どもの虐待相談、ひとり親家庭・女性相談
- 産前産後支援ヘルパー、乳幼児ショートステイ
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金、母子及び父子福祉資金貸付制度 など

042-539-2555（こども家庭支援係）

妊産婦や乳幼児、その保護者を対象に、妊娠期から乳幼児期の相談に応じます。

- 母子健康手帳の交付、パパママクラス、新生児訪問、産後ケア事業
- 乳幼児健康診査（3・6・9か月児、1歳6か月児、3歳児）
- 妊娠・出産期から小学校就学前における育児相談、子どもの発達相談
- 心理職による保育園・幼稚園等への巡回相談

042-552-0312（母子保健係）

福生市子ども家庭部 子ども政策課・子ども育成課

福生市本町 5 番地（福生市役所内）

- 学童クラブ、ふっさっ子の広場、青少年対策事業、児童館・多文化キッズサロン 等

042-551-1733（子ども政策課 子ども政策係）

- 保育園の入園相談、幼稚園児の保護者への補助金の交付、病児保育、病後児保育 等

042-551-1780（子ども育成課 保育・幼稚園係）

- 児童手当・児童育成手当・児童扶養手当等の各種手当支給、子どもの医療費助成 等

042-551-1737（子ども育成課 手当助成係）

福生市福祉保健部 障害福祉課

福生市本町 5 番地（福生市役所内）

- 障害者手帳の申請等の受付、障害者手当の給付、医療費助成の支援

042-551-1742（障害福祉係）

- 障害者の自立に向けた、障害者総合支援法等に基づく福祉サービス、就労支援、相談支援

- 病院、保健所、こども家庭センター、地域活動支援センター等の関係機関と連携した個別支援

042-551-1691（相談支援係）

福生市児童発達支援センター

発達に配慮の必要な児童及びその家族等からの相談や療育等を行います。

- 相談支援事業（総合相談支援、専門相談支援、計画相談支援）
- 児童発達支援事業（療育） ○ 地域支援事業（関係機関訪問支援、家族支援、講演会・学習会）

福生市南田園 2-13-1（福祉センター内）042-539-1131

西多摩療育支援センター（社会福祉法人鶴風会）

- 地域療育等支援事業（東京都委託事業）として、訪問指導事業、外来指導事業、施設指導事業を実施
- 障害児・者とその家族の相談に応じ、地域での生活を支えるための事業を展開
- 当法人の職員（医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職員等）と関係機関がチームを組んで支援

あきる野市上代継 84-6 042-559-2241

東京都立川児童相談所

- 18歳未満の子どもに関する問題を解決していく専門の相談機関（本人、家族、教員、地域等だれでも相談可）
- 障害相談（発達障害相談、視聴覚障害相談、言語発達障害等相談、肢体不自由相談、重症心身障害相談、知的障害相談、ことばの遅れ相談）を他の専門機関との連携を図りながら対応

立川市柴崎町二丁目 21 番 19 号（東京都立川福祉保健庁舎 3 階） 042-523-1321

## 各教科等における障害に応じた配慮事項について

学習指導要領では、総則のほか、各教科等においても、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、障害のある児童・生徒への指導について、次のように示されています。

障害のある児童・生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

学習指導要領では、学習活動を行う場合に生じる困難さについて、次のような視点で記載しています。

- ①見えにくさ
- ②聞こえにくさ
- ③道具の操作の困難さ
- ④移動上の制約
- ⑤健康面や安全面での制約
- ⑥発音のしにくさ
- ⑦心理的な不安定
- ⑧人間関係形成の困難さ
- ⑨読み書きや計算等の困難さ
- ⑩注意の集中を持続することが苦手であること

※これら以外にも、様々な困難さが考えられます。

このような学習上の困難さに対して、すべての各教科等の学習指導要領解説において、その指導内容や指導方法の工夫を示しています。

## 具体的な指導の工夫の例の読み方について

学習指導要領では、各教科等の資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童・生徒の十分な学びが実現できるよう、学習の過程で考えられる【**困難さの状態**】に対する【**配慮の意図**】+【**手だて**】の例を示しています。

(小学校 社会科)

地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。

(中学校 音楽科)

音楽を聴くことによって自分の内面に生まれる様々なイメージや感情を言語化することが難しい場合は、表現したい言葉を思い出すきっかけとなるよう、イメージや感情を表す形容詞などのキーワードを示し、選択できるようにするなどの配慮をする。



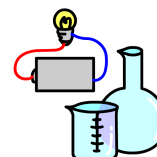


小学校	中学校
<p>例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。</p> <p>○自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常的な生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。</p> <p>○声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。</p>	<p>例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、生徒が身近に感じられる文章（例えば、同年代の主人公の物語など）を取り上げ、文章に表れている心情やその変化等が分かるよう、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。</p> <p>○比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合には、文字を書く負担を軽減するため、手書きだけではなくICT機器を使って文章を書くことができるようにするなどの配慮をする。</p> <p>○声を出して発表することに困難がある場合や人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したりICT機器を活用したりして発表するなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。</p>



小学校	中学校
<p>例えば、社会科における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。</p> <p>○社会的事象に興味・関心がもてない場合には、その社会的事象の意味を理解しやすくするため、社会の営みと身近な生活がつながっていることを実感できるよう、特別活動などとの関連付けなどを通して、具体的な体験や作業などを取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるように配慮することなどが考えられる。</p> <p>○学習問題に気付くことが難しい場合には、社会的事象を読み取りやすくするために、写真などの資料や発問を工夫すること、また、予想を立てることが困難な場合には、見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し、学習順序を考えられるようにすること、そして、情報収集や考察、まとめの場面において、考える際の視点が定まらない場合には、見本を示したワークシートを作成するなどの指導の工夫が考えられる。</p>	<p>例えば、社会科における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。</p> <p>○社会的事象等に興味・関心がもてない場合には、その社会的事象等の意味を理解しやすくするため、社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるよう、特別活動などとの関連付けなどを通して、実際の体験を取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるようにするなどの配慮をする。</p> <p>○学習過程における動機付けの場面において学習上の課題を見いだすことが難しい場合には、社会的事象等を読み取りやすくするために、写真などの資料や発問を工夫すること、また、方向付けの場面において、予想を立てることが困難な場合には、見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し、学習順序を考えられるようにすること、そして、情報収集や考察、まとめの場面において、どの観点で考えるのが難しい場合には、ヒントが記入されているワークシートを作成することなどの配慮をする。</p>

小学校	中学校
<p>例えば、算数科における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○「商」「等しい」など、児童が日常使用することが少なく、抽象度の高い言葉の理解が困難な場合には、児童が具体的にイメージをもつことができるよう、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げて、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。</p> <p>○文章を読み取り、数量の関係を式を用いて表すことが難しい場合、児童が数量の関係をイメージできるように、児童の経験に基づいた場面や興味ある題材を取り上げ、場面を具体物を用いて動作化させたり、解決に必要な情報に注目できるように文章を一部分ごとに示したり、図式化したりすることなどの工夫を行う。</p> <p>○空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や展開図と見比べて位置関係を把握したりすることなどの工夫を行う。</p> <p>○データを目的に応じてグラフに表すことが難しい場合、目的に応じたグラフの表し方があることを理解するために、同じデータについて折れ線グラフの縦軸の幅を変えたグラフに表したり、同じデータを棒グラフや折れ線グラフ、帯グラフなど違うグラフに表したりして見比べることを通して、よりよい表し方に気付くことができるようにする。</p>	<p>例えば、数学科における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○文章を読み取り、数量の関係を文字式を用いて表すことが難しい場合、生徒が数量の関係をイメージできるように、生徒の経験に基づいた場面や興味のある題材を取り上げ、解決に必要な情報に注目できるように印を付けさせたり、場面を図式化したりすることなどの工夫を行う。</p> <p>○空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりすることなどの工夫を行う。</p>



小学校	中学校
<p>例えば、理科における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しがもてるよう、実験の目的を明示したり、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどが考えられる。</p> <p>○燃焼実験のように危険を伴う学習活動において、危険に気付きにくい場合には、教師が確実に様子を把握できる場所で活動できるようにするなどの配慮が考えられる。</p> <p>○自然の事物・現象を観察する活動において、時間をかけて観察をすることが難しい場合には、観察するポイントを示したり、ICT教材を活用したりするなどの配慮が考えられる。</p>	<p>例えば、理科における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難である場合は、見通しがもてるよう、実験の操作手順を具体的に明示したり、扱いやすい実験器具を用いたりするなどの配慮をする。</p> <p>○燃焼実験のように危険を伴う学習活動においては、教師が確実に様子を把握できる場所で活動させるなどの配慮をする。</p>

## 小学校

生活科の学習は、対象への働きかけなどの具体的な体験を通して、考えたことや感じたことを表現することを特徴とする。一人一人の児童の状況等に応じた十分な学びを確保するため、例えば次のような配慮を行うことが重要である。

○言葉での説明や指示だけでは、安全に気を付けることが難しい児童の場合には、その説明や指示の意味を理解し、なぜ危険なのかをイメージできるように、体験的な事前学習を行うなどの配慮をする。

○みんなで使うもの等を大切に扱うことが難しい場合は、大切に扱うことの意義や他者の思いを理解できるように、学習場面に即して、児童の生活経験等も踏まえながら具体的に教えるように配慮する。

○自分の経験を文章にしたり、考えをまとめたりすることが困難な場合は、児童がどのように考えればよいのか、具体的なイメージを想起しやすいように、考える項目や順序を示したプリントを準備したり、事前に自分の考えたことを言葉や動作で表現したりしてから文章を書くようにするなどの配慮をする。

○学習の振り返りの場面において学習内容の想起が難しい場合は、学習経過を思い出しやすいように、学習経過などの分かる文章や写真、イラスト等を活用するなどの配慮をする。

こうした配慮を行うに当たっては、困難さを補うという視点だけでなく、むしろ得意なことを生かすという視点から行うことにより、自己肯定感の醸成にもつながるものと考えられる。また、こうした意識で指導することは、障害のある児童への指導のみならず、低学年の全ての児童に対する指導として心掛けたいことである。生活科は、その教科の特質により、多様な認知の特性をもった児童の活躍が期待できる教科であるといえる。



小学校	中学校
<p>例えば、音楽科における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）の聴き取りが難しい場合は、要素に着目しやすくなるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。</p> <p>○多くの声部が並列している楽譜など、情報量が多く、自分がどこに注目したらよいのか混乱しやすい場合は、拡大楽譜などを用いて声部を色分けしたり、リズムや旋律を部分的に取り出してカードにしたりするなど、視覚的に情報を整理するなどの配慮をする。</p>	<p>例えば、音楽科における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○音楽を形づくっている要素（音色、リズム、速度、旋律、テクスチュア、強弱、形式、構成など）を知覚することが難しい場合は、要素に着目しやすくてできるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。</p> <p>○音楽を聴くことによって自分の内面に生まれる様々なイメージや感情を言語化することが難しい場合は、表現したい言葉を思い出すきっかけとなるよう、イメージや感情を表す形容詞などのキーワードを示し、選択できるようにするなどの配慮をする。</p> <p>これらはあくまで例示である。実際の学習の場面においては、生徒の困難さの状態を把握しつつ、他の生徒との関係性や学級集団の雰囲気などに応じて、適切かつ臨機応変に対応することが求められる。</p>



小学校	中学校
<p>例えば、図画工作科における配慮として、次のようなことが考えられる。</p> <p>○変化を見分けたり、微妙な違いを感じ取ったりすることが難しい場合は、造形的な特徴を理解し、技能を習得するように、児童の経験や実態を考慮して、特徴が分かりやすいものを例示したり、多様な材料や用具を用意したり、種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。</p> <p>○形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが難しい場合は、形や色などに気付くことや自分のイメージをもつことのきっかけを得られるように、自分や友人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどの配慮をする。</p>	<p>例えば、美術科における配慮として、次のようなことが考えられる。</p> <p>○形や色彩などの変化を見分けたり、微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合などにおいて、生徒の実態やこれまでの経験に応じて、造形の要素の特徴や働きがわかりやすいものを例示することや、一人一人が自分に合ったものが選べるように、多様な材料や用具を用意したり種類や数を絞ったり、造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを例示したりするなどの配慮をする。</p> <p>○造形的な特徴などからイメージを捉えることが難しい場合などにおいて、形や色などに対する気付きや豊かなイメージにつながるように、自分や他の人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどが考えられる。</p>



小学校	中学校
<p>例えば、体育科における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合には、極度の不器用さや動きを組み立てることへの苦手さがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に補助しながら行ったりするなどの配慮をする。</p> <p>○勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合には、活動の見通しがもてなかったり、考えたことや思ったことをすぐに行動に移してしまったりすることがあることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝ったときや負けたときの表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。</p>	<p>保健体育科の指導に際しては、学校や地域の実態に応じて、次のような配慮の例が考えられる。</p> <p>○見えにくさのため活動に制限がある場合には、不安を軽減したり安全に実施したりすることができるよう、活動場所や動きを事前に確認したり、仲間同士で声を掛け合う方法を事前に決めたり、音が出る用具を使用したりするなどの配慮をする。</p> <p>○身体の動きに制約があり、活動に制限がある場合には、生徒の実情に応じて仲間と積極的に活動できるよう、用具やルールの変更を行ったり、それらの変更について仲間と話し合う活動を行ったり、必要に応じて補助用具の活用を図ったりするなどの配慮をする。</p> <p>○リズムやタイミングに合わせて動くことや複雑な動きをすること、ボールや用具の操作等が難しい場合には、動きを理解したり、自ら積極的に動いたりすることができるよう、動きを視覚的又は言語情報に変更したり簡素化したりして提示する、動かす体の部位を意識させる、操作が易しい用具の使用や用具の大きさを工夫したりするなどの配慮をする。</p> <p>○試合や記録測定、発表などの状況の変化への対応が求められる学習活動への参加が難しい場合には、生徒の実情に応じて状況の変化に対応できるようにするために、挑戦することを認め合う雰囲気づくりに配慮したり、ルールの弾力化や場面設定の簡略化を図った</p>



## 中学校

- 日常生活とは異なる環境での活動が難しい場合には、不安を解消できるよう、学習の順序や具体的な内容を段階的に説明するなどの配慮をする。
- 対人関係への不安が強く、他者の体に直接触れることが難しい場合には、仲間とともに活動することができるよう、ロープやタオルなどの補助用具を用いるなどの配慮をする。
- 自分の力をコントロールすることが難しい場合には、状況に応じて力のコントロールができるよう、力の出し方を視覚化したり、力の入れ方を数値化したりするなどの配慮をする。
- 勝ち負けや記録にこだわり過ぎて、感情をコントロールすることが難しい場合には、状況に応じて感情がコントロールできるよう、事前に活動の見通しを立てたり、勝ったときや負けたとき等の感情の表し方について確認したりするなどの配慮をする。
- グループでの準備や役割分担が難しい場合には、準備の必要性やチームで果たす役割の意味について理解することができるよう、準備や役割分担の視覚的な明示や生徒の実情に応じて取り組むことができる役割から段階的に取り組ませるなどの配慮をする。
- 保健の学習で、実習などの学習活動に参加することが難しい場合には、実習の手順や方法が理解できるよう、それらを視覚的に示したり、一つ一つの技能を個別に指導したりするなどの配慮をする。



小学校	中学校
<p>例えば、家庭科における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○学習に集中したり、持続したりすることが難しい場合には、落ち着いて学習できるようにするため、道具や材料を必要最小限に抑えて準備したり、整理・整頓された学習環境で学習できるように工夫したりすることが考えられる。</p> <p>○活動への関心をもつことが難しい場合には、約束や注意点、手順等を視覚的に捉えられる掲示物やカードを明示したり、体感できる教材・教具を活用したりして関心を高めることが考えられる。周囲の状況に気が散りやすく、包丁、アイロン、ミシンなどの用具を安全に使用することが難しい場合には、手元に集中して安全に作業に取り組めるよう、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保することなどが考えられる。</p>	<p>具体的には、技術・家庭科における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○技術分野では「A材料と加工の技術」の(2)において、周囲の状況に気が散りやすく、加工用の工具や機器を安全に使用することが難しい場合には、障害の状態に応じて、手元に集中して安全に作業に取り組めるように、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保したり、作業を補助するジグを用いたりすることが考えられる。</p> <p>○「D情報の技術」の(2)及び(3)において、新たなプログラムを設計することが難しい場合は、生徒が考えやすいように、教師があらかじめ用意した幾つかの見本となるプログラムをデータとして準備し、一部を自分なりに改良できるようにするなど、難易度の調整や段階的な指導に配慮することが考えられる。</p> <p>○家庭分野では、「B衣食住の生活」の(3)及び(5)において、調理や製作などの実習を行う際、学習活動の見通しをもったり、安全に用具等を使用したりすることが難しい場合には、個に応じて段階的に手順を写真やイラストで提示することや、安全への配慮を徹底するために、実習中の約束事を決め、随時生徒が視覚的に確認できるようにすることなどが考えられる。</p> <p>○グループで活動することが難しい場合には、他の生徒と協力する具体的な内容を明確にして役割分担したり、役割が実行できたかを振り返ることができるようにしたりすることなどが考</p>



## 小学校

例えば、外国語活動における配慮として、次のようなものが考えられる。

○音声を聞き取ることが難しい場合、外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう、リズムやイントネーションを、教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。

## 外国語科における障害のある児童・生徒への配慮事項

### 小学校

例えば、外国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

○音声を聞き取ることが難しい場合、外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう、リズムやイントネーションを、教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。

○1単語当たりの文字数が多い単語や、文などの文字情報になると、読む手掛かりをつかんだり、細部に注意を向けたりするのが難しい児童の場合、語のまとまりや文の構成を見て捉えやすくするよう、外国語の文字を提示する際に字体をそろえたり、線の上に文字を書いたり、語彙・表現などを記したカードなどを黒板に貼る際には、貼る

### 中学校

例えば、外国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

○英語の語には、発音と綴りの関係に必ずしも規則性があるとは限らないものが多く、明確な規則にこだわって強い不安や抵抗感を抱いてしまう生徒の場合、語を書いたり発音したりすることをねらう活動では、その場で発音することを求めず、ねらいに沿って安心して取り組めるようにしたり、似た規則の語を選んで扱うことで、安心して発音できるようにしたりするなどの配慮をする。

## 小学校・中学校

総合的な学習の時間については、児童（生徒）の知的な側面、情意的な側面、身体的な側面などに関する児童（生徒）の実際の姿や経験といった、児童（生徒）の実態等に応じて創意工夫を生かした教育活動を行うことが必要であることをこれまでも示してきた。探究するための資質・能力を育成するためには、一人一人の学習の特性や困難さに配慮した学習活動が重要であり、例えば次のような配慮を行うことなどが考えられる。

○様々な事象を調べたり、得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合は、必要な事象や情報を選択して整理できるように、着目する点や調べる内容、まとめる手順や調べ方について具体的に提示するなどの配慮をする。

○関心のある事柄を広げることが難しい場合は、関心のもてる範囲を広げることができるように、現在の関心事を核にして、それと関連する具体的な内容を示していくことなどの配慮をする。

○様々な情報の中から、必要な事柄を選択して比べることが難しい場合は、具体的なイメージをもって比較することができるよう、比べる視点の焦点を明確にしたり、より具体化して提示したりするなどの配慮をする。

○学習の振り返りが難しい場合は、学習してきた場면을想起しやすいように、学習してきた内容を文章やイラスト、写真等で視覚的に示すなどして、思い出すための手掛かりが得られるように配慮する。

○人前で話すことへの不安から、自分の考えなどを発表することが難しい場合は、安心して発表できるように、発表する内容について紙面に整理し、その紙面を見ながら発表できるようにすること、ICT機器を活用したりするなど、児童（生徒）の表現を支援するための手立てを工夫できるように配慮する。

このほか、総合的な学習の時間においては、各教科等の特質に応じて育まれる「見方・考え方」を総合的に働かせるような学習を行うため、特別支援教育の視点から必要な配慮等については、各教科等における配慮を踏まえて対応することが求められる。こうした配慮を行うに当たっては、困難さを補うという視点だけでなく、むしろ得意なことを生かすという視点から行うことにより、自己肯定感の醸成にもつながるものと考えられる。

## 小学校・中学校

発達障害等のある児童（生徒）に対する指導や評価を行う上では、それぞれの学習の過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められる。

○例えば、**他者との社会的関係の形成に困難がある児童（生徒）の場合**であれば、相手の気持ちを想像することが苦手で字義通りの解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあることなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、**他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化**したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要である。

○評価を行うに当たっても、困難さの状況ごとの配慮を踏まえることが必要である。前述のような配慮を伴った指導を行った結果として、相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているかなど、児童（生徒）が多面的・多角的な見方へ発展させていたり道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかといったことを丁寧に見取る必要がある。

発達障害等のある児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するため、道徳的価値の理解を深めていることをどのように見取るのかという評価資料を集めたり、集めた資料を検討したりするに当たっては、相手の気持ちを想像することが苦手であることや、望ましいと分かっているにもかかわらずおりにできないことがあるなど、一人一人の障害により学習上の困難さの状況をしっかりと踏まえた上で、評価することが重要である。

道徳科の評価は他の児童（生徒）との比較による評価や目標への到達度を測る評価ではなく、一人一人の児童（生徒）がいかにか成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うことから、このような道徳科の評価本来の在り方を追究していくことが、一人一人の学習上の困難さに応じた評価につながるものと考えられる。

## 特別活動における障害のある児童・生徒への配慮事項

小学校	中学校
<p>具体的には、特別活動における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○相手の気持ちを察したり理解することが苦手な児童には、他者の心情等を理解しやすいように、役割を交代して相手の気持ちを考えたり、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えることや、イラスト等を活用して視覚的に表したりする指導を取り入れるなどの配慮をする。</p> <p>○話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合には、発言するタイミングが理解できるように、事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど、コミュニケーションの図り方についての指導をする。</p> <p>○学校行事における避難訓練等の参加に対し、強い不安を抱いたり戸惑ったりする場合には、見通しがもてるよう、各活動や学校行事のねらいや活動の内容、役割(得意なこと)の分担などについて、視覚化したり、理解しやすい方法を用いたりして事前指導を行うとともに、周囲の児童に協力を依頼しておく。</p>	<p>具体的には、特別活動における配慮として、次のようなものが考えられる。</p> <p>○相手の気持ちを察したり理解することが苦手な生徒には、他者の心情等を理解しやすいように、役割を交代して相手の気持ちを考えたり、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えることや、イラスト等を活用して視覚的に表したりする指導を取り入れるなどの配慮をする。</p> <p>○話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合には、発言するタイミングが理解できるように、事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど、コミュニケーションの図り方についての指導をする。</p> <p>○学校行事における避難訓練等の参加に対し、強い不安を抱いたり戸惑ったりする場合には、見通しがもてるよう、各活動や学校行事のねらいや活動の内容、役割(得意なこと)の分担などについて、視覚化したり、理解しやすい方法を用いたりして事前指導を行うとともに、周囲の生徒に協力を依頼しておく。</p>

## 福生市特別支援教育プログラムの活用例（校内研修）

全ての教職員が「福生市特別支援教育プログラム」の内容に基づいた指導を行うためには、本プログラムを活用した校内研修を計画的に行う必要がある。特に次の点については年間計画の中で校内研修等の場を設定し、全ての教員が特別支援教育についての理解を深められるようにすることが大切である。

### 共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育について

- 共生社会とは . . . P 2
- インクルーシブ教育システムとは . . . P 2
- 合理的配慮について . . . P 4

### 福生市特別支援教室の制度や役割分担について

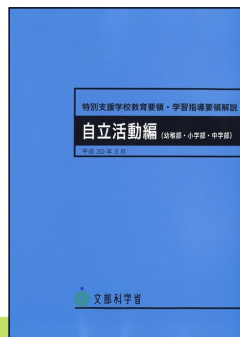
- 特別支援教室とは . . . P 30
- 特別支援教室の対象児童・生徒について . . . P 32・33
- 指導目標とは . . . P 36～39
- 巡回指導教員と在籍学級担任等との協働について . . . P 44

### 校内委員会について

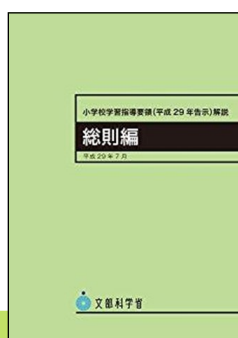
- 校内委員会の役割について . . . P 68・69



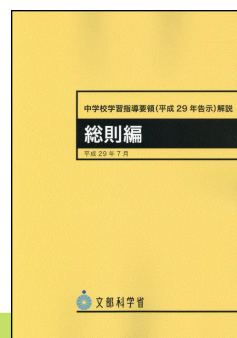
◆ 参考文献 ◆



特別支援学校学習指導要領解説  
自立活動編  
平成30年3月 文部科学省



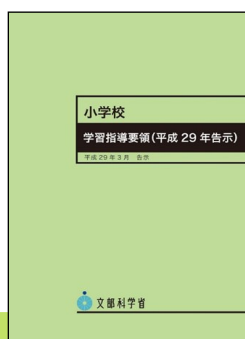
小学校学習指導要領解説総則編  
平成29年7月 文部科学省



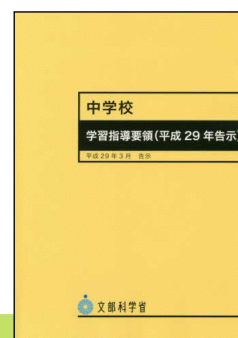
中学校学習指導要領解説総則編  
平成29年7月 文部科学省



特別支援学校幼稚部教育要領  
小学部・中学部学習指導要領  
平成29年4月 文部科学省



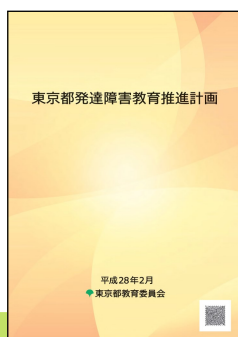
小学校学習指導要領  
平成29年3月 文部科学省



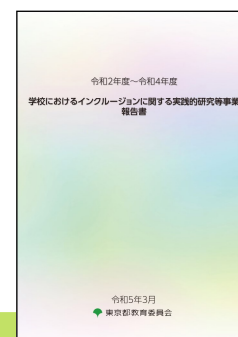
中学校学習指導要領  
平成29年3月 文部科学省



東京都特別支援教育推進計画  
(第二期) 第三次実施計画  
令和7年3月 東京都教育委員会



東京都発達障害教育推進計画  
平成28年2月 東京都教育委員会



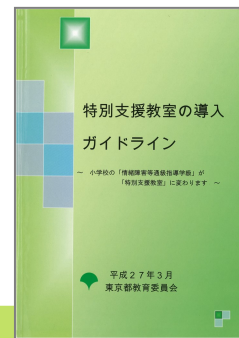
令和2年度～令和4年度  
学校におけるインクルージョンに関する実践的研究等事業  
報告書  
令和5年3月 東京都教育委員会



先生も！子ども！保護者も！  
みんなで楽しい学校づくり  
特別支援教室の運営ガイドライン  
令和3年3月 東京都教育委員会



小学校特別支援教室 実践事例集  
平成30年3月 東京都教育委員会



特別支援教室の導入ガイドライン  
平成27年3月 東京都教育委員会



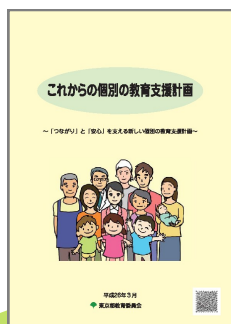
特別支援学級・通級による指導  
教育課程編成の手引  
令和3年3月 東京都教育委員会



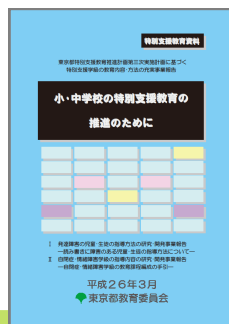
自閉症・情緒障害特別支援学級の  
教育課程の在り方について  
平成28年3月 東京都教育委員会



「つながり」と「安心」保護者と  
ともに作る個別的教育支援計画  
平成28年3月 東京都教育委員会



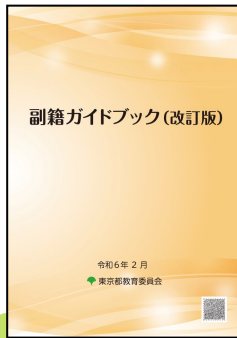
これからの個別的教育支援計画  
平成26年3月 東京都教育委員会



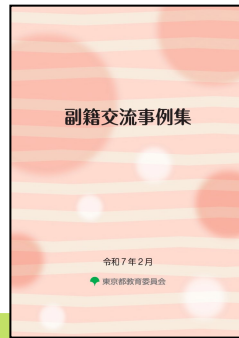
小・中学校の特別支援教育の  
推進のために  
平成26年3月 東京都教育委員会



ユニバーサルデザインの視点を取り入れた  
学校の教育活動の推進について  
平成29年3月 東京都教育委員会



副籍ガイドブック(改訂版)  
令和6年2月 東京都教育委員会



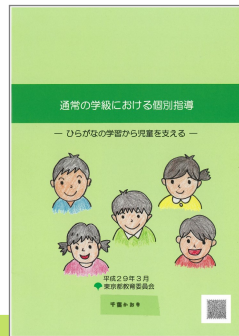
副籍交流事例集  
令和7年2月 東京都教育委員会



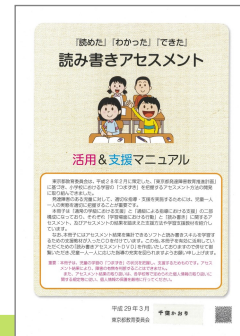
副籍交流事例&アイデア集  
平成27年3月 東京都教育委員会



一人ひとりに合わせた学び方の選択肢  
端末で広がる読み書き支援 LIFT  
令和7年度作成 東京都教育委員会



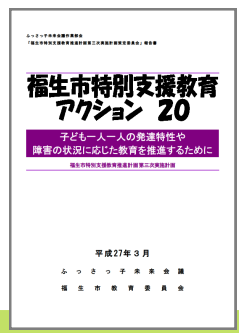
通常の学級における個別指導  
- ひらがなの学習から児童を支える -  
平成29年3月 東京都教育委員会



「読めた」「わかった」「できた」  
読み書きアセスメント  
平成29年3月 東京都教育委員会



福生市特別支援教室プログラム  
平成28年10月 福生市教育委員会



福生市特別支援教育推進計画  
第三次実施計画 福生市特別支援  
教育アクション20  
平成27年3月 福生市教育委員会

◆ 本書は、次の者が作成に当たった。

福生市教育委員会教育部参事兼教育指導課長	森 保 亮
福生市教育委員会教育部主幹〔統括指導主事〕	竹 内 秀 礼
福生市教育委員会教育部学務課長	大 畠 秀 貴
福生市教育委員会教育部教育支援課長	森 田 尚 之
福生市教育委員会教育部教育指導課指導主事	田 畑 圭 洋
福生市教育委員会教育部教育指導課指導主事	堀 本 太 郎
福生市教育委員会教育部教育指導課指導係長	小田川 直 樹
福生市教育委員会教育部学務課学務・給食係長	島 田 基美香
福生市教育委員会教育部教育支援課教育支援係長	小 沢 昭 弘

所属は、令和8年3月31日現在のものである。

## 福生市特別支援教育プログラム

令和8年3月31日

編集・発行 福生市教育委員会教育部教育指導課

所在地 〒197-8501 東京都福生市本町5番地

電話番号 042-551-1538

